

報告第 9 4 号

平成 1 6 年 5 月 2 7 日承認

福祉保健部会障害福祉分科会の事務事業調整方針について

福祉保健部会障害福祉分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第94号

協 議 会 報 告 項 目

福 祉 保 健 部 会

障害福祉分科会 8-4

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

| 通 番 | 項 目 名 | 幹 事 会 提 案 日 | | | 幹 事 会 確 認 日 | 備 考 |
|------------|--------------------|-------------|------|------|-------------|-----|
| | | 1回 | 2回 | 3回 | | |
| 8 - 4 - 1 | 身体障害者手帳交付事務 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 2 | 障害者手帳管理電算委託 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 3 | 療育手帳交付事務 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 4 | 精神障害者保健福祉手帳交付事務 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 5 | 各種証明書発行事務 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 6 | 身体障害者施設措置事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 7 | 進行性筋萎縮症者措置事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 8 | 知的障害者施設措置事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 9 | 知的障害者生活ホーム入居委託事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 10 | 特別障害者手当給付事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 11 | 特別児童扶養手当(給付)取扱事務事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 12 | 障害児福祉手当給付事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 13 | 福祉手当給付事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 14 | 精神障害者通院医療費公費負担事務 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 15 | 心身障害児(者)福祉年金給付事業 | 8/7 | 9/13 | 9/18 | 10/2 | |
| 8 - 4 - 16 | 重度心身障害者等介護手当給付事業 | 9/13 | 9/18 | | 10/2 | |
| 8 - 4 - 17 | 更生医療給付事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 18 | 障害者等ホームヘルプサービス事業 | 8/7 | | | 9/18 | |

項 目 一 覧 表

| 通 番 | 項 目 名 | 幹 事 会 提 案 日 | | | 幹 事 会 確 認 日 | 備 考 |
|------------|---|-------------|------|----|-------------|-----|
| | | 1回 | 2回 | 3回 | | |
| 8 - 4 - 19 | ガイドヘルパー派遣事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 20 | 補装具の交付事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 21 | 身体障害者(児)補装具等自己負担援助事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 22 | 重度身体障害者・児日常生活用具給付事業(知的障害者・児日常生活用具給付事業) | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 23 | 難病患者等日常生活用具給付事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 24 | 身体障害者自動車改造費助成事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 25 | 身体障害者自動車操作訓練助成事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 26 | 職親委託事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 27 | 身体障害者福祉電話事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 28 | 障害者の日啓発事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 29 | 身体障害者一日社会見学 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 30 | 重度身体障害者入浴サービス事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 31 | 声の広報発行事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 32 | 手話通訳の派遣事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 33 | 点字シール作成事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 34 | 身体障害者短期入所(運営)事業(ショートステイ)(在宅重度身体障害者短期保護事業) | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 35 | 重度身体障害者ミニデイサービス事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 36 | 心身障害者小規模作業所運営事業 | 8/7 | 9/13 | | 9/18 | |

項 目 一 覧 表

| 通 番 | 項 目 名 | 幹 事 会 提 案 日 | | | 幹 事 会 確 認 日 | 備 考 |
|------------|----------------------------|-------------|------|------|-------------|-----|
| | | 1回 | 2回 | 3回 | | |
| 8 - 4 - 37 | 心身障害者小規模作業所補助事業 | 8/7 | 9/13 | 9/18 | 10/2 | |
| 8 - 4 - 38 | 障害者福祉事業等補助事業 | 9/13 | | | 10/2 | |
| 8 - 4 - 39 | 社会福祉施設整備借入金利子補給補助事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 40 | 障害者住宅改造補助事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 41 | 重度心身障害者タクシー料金助成事業 | 9/13 | | | 10/2 | |
| 8 - 4 - 42 | 障害者通所促進事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 43 | 精神障害者通所促進事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 44 | 身体障害者自動車燃料費助成事業 | 9/13 | | | 10/2 | |
| 8 - 4 - 45 | 人工透析患者通院手当 | 9/13 | | | 10/2 | |
| 8 - 4 - 46 | 障害者訪問介護扶助事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 47 | 精神障害者居宅介護事業(ホームヘルプサービス) | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 48 | 精神障害者短期入所事業(ショートステイ) | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 49 | 精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)補助事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 50 | 精神障害者小規模作業所運営費補助事業 | 8/7 | 9/18 | | 10/2 | |
| 8 - 4 - 51 | 心身障害者扶養共済制度加入者補助金交付事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 52 | 知的障害者グループホーム入居事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 53 | 知的障害者授産施設相互利用事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 54 | 身体障害者デイサービス事業 | 8/7 | | | 9/18 | |

項 目 一 覧 表

| 通 番 | 項 目 名 | 幹 事 会 提 案 日 | | | 幹事会確認日 | 備 考 |
|------------|-----------------------------------|-------------|----|----|--------|-----|
| | | 1回 | 2回 | 3回 | | |
| 8 - 4 - 55 | 福祉機器及び住宅整備資金助成事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 56 | おむつ給付事業 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 57 | 高次脳機能障害者生活支援事業負担金 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 58 | 重度心身障害者等デイサービス、ショートステイ利用者負担軽減助成事業 | 9/13 | | | 10/2 | |
| 8 - 4 - 59 | 支援費制度 | 8/7 | | | 9/18 | |
| 8 - 4 - 60 | 障害者生活支援事業 | 3/11 | | | 3/25 | |
| 8 - 4 - 61 | 身体障害者訪問入浴サービス事業 | 3/11 | | | 3/25 | |

津地区合併協議会 調整内容表

| | | | |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 | | 専門部会 | 福祉保健部会 |
| 関係項目 | | 分科会 | 障害福祉分科会 |

| 区 分 | 構 成 市 町 村 の 現 況 | | | | | |
|-------------------|---|-----------------------|-------|--------|-------|-------|
| | 津 市 | 久 居 市 | 河 芸 町 | 芸 濃 町 | 美 里 村 | 安 濃 町 |
| 1 身体障害者手帳交付事務 | ・身体障害者手帳交付(再交付)申請の受付、進達、交付 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 2 障害者手帳管理電算委託 | ・身体障害者、知的障害者、精神障害者関係の管理システム | ・身体障害者、知的障害者関係の管理システム | — | ・津市に同じ | — | — |
| 3 療育手帳交付事務 | ・療育手帳交付(再交付)申請の受付、進達、交付 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 4 精神障害者保健福祉手帳交付事務 | ・精神障害者保健福祉手帳交付(再交付)申請の受付、進達、交付 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 5 各種証明書発行事務 | ・身体障害者手帳交付証明、療育手帳交付証明、自動車税等の減税に係る証明、放送受信料半額免除の免除基準に該当する証明等の証明書の発行 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 6 身体障害者施設措置事業 | ・身体障害者更生援護施設への入所又はその利用を必要とする者に対しては、当該地方公共団体の設置する当該施設に入所させ、若しくは利用させ、又は国若しくは他の地方公共団体若しくは社会福祉法人の設置する当該施設に、これらの者の入所を委託する。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 7 進行性筋萎縮症者措置事業 | ・進行性筋萎縮症に罹患している身体障害者に対し、国立療養所で必要な治療等を行う。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |

津地区合併協議会 調整内容表

| | |
|-------|--|
| 調整の内容 | 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. 新市移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後、3年程度) 3. 現行のまま新市に引き継ぐ。 4. 現行のまま新市に引き継ぐ。 5. 現行のまま新市に引き継ぐ。 6. 現行のまま新市に引き継ぐ。 7. 現行のまま新市に引き継ぐ。 |
|-------|--|

| 構 成 市 町 村 の 現 況 | | | | 調整の具体的内容 |
|-----------------|-----------------------|-----|-----|---------------|
| 香良洲町 | 一志町 | 白山町 | 美杉村 | |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |
| - | ・身体障害者、知的障害者関係の管理システム | - | - | |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・区分59支援費制度へ移行 |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |

津地区合併協議会 調整内容表

| | | | |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 | | 専門部会 | 福祉保健部会 |
| 関係項目 | | 分科会 | 障害福祉分科会 |

| 区分 | 構成市町村の現況 | | | | | |
|-----------------------|---|-----|---------------------|-----|-----|-----|
| | 津市 | 久居市 | 河芸町 | 芸濃町 | 美里村 | 安濃町 |
| 8 知的障害者施設措置事業 | ・知的障害者を当該地方公共団体の設置する知的障害者援護施設に入所させ、若しくはそれを利用してその援護を行い、又は他の地方公共団体若しくは社会福祉法人の設置する知的障害者援護施設若しくは心身障害者福祉協会の設置する福祉施設に入所させてその援護を行うことを委託する。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 9 知的障害者生活ホーム入居委託事業 | ・知的障害者に生活の場を提供し、日常生活の援助を行うため、知的障害者生活ホーム設置運営要綱に基づき設置された生活ホームに入居させる。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 10 特別障害者手当給付事業 | ・重度障害者に対し、特別障害者手当を支給する。 | ・同左 | ・重度障害者手当の申請受付・県への進達 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 11 特別児童扶養手当(給付)取扱事務事業 | ・障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は当該障害児の父母以外の者がその障害児を養育するときに、その父若しくは母又はその養育者に手当を支給するための事務。(受付、進達、所得状況届受付・進達) | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 12 障害児福祉手当給付事業 | ・重度障害児に対し、障害児福祉手当を支給する。 | ・同左 | ・障害児福祉手当申請に係る受付・進達等 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 13 福祉手当給付事業 | ・重度障害者に対し、福祉手当を支給する。(経過措置) | ・同左 | ・福祉手当申請に係る受付・進達等 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |

津地区合併協議会 調整内容表

| | |
|-------|---|
| 調整の内容 | 8. 現行のまま新市に引き継ぐ。 9. 現行のまま新市に引き継ぐ。 10. 津市・久居市の例をもとに調整する。(合併と同時) 11. 現行のまま新市に引き継ぐ。 12. 津市・久居市の例により調整する。(合併と同時) 13. 津市・久居市の例により調整する。(合併と同時) |
|-------|---|

| 構 成 市 町 村 の 現 況 | | | | 調整の具体的内容 |
|-----------------|-----|-----|-----|---------------|
| 香良洲町 | 一志町 | 白山町 | 美杉村 | |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・区分59支援費制度へ移行 |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |

津地区合併協議会 調整内容表

| | | | |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 | | 専門部会 | 福祉保健部会 |
| 関係項目 | | 分科会 | 障害福祉分科会 |

| 区分 | 構成市町村の現況 | | | | | |
|--|---|---|----------------------------------|---|---|---|
| | 津市 | 久居市 | 河芸町 | 芸濃町 | 美里村 | 安濃町 |
| 14 精神障害者通院医療費公費負担事務 | ・精神障害者通院医療費公費負担申請の受付、進達 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 15 心身障害児(者)福祉年金給付事業 ・心身障害児福祉年金 ・支給額 ・対象者数 | ・知的又は身体に障害がある3歳以上20歳未満の児童を扶養している父母又は養育者に心身障害児福祉年金を給付する。(障害児福祉手当を受けている者を除く) 月額 7,000円 149人 | ・身体又は知的に障害がある3歳以上20歳未満の児童を扶養している父母又は養育者に心身障害児福祉年金を給付する。 月額 1,000円 28人 | — | — | — | — |
| ・心身障害者福祉年金 ・支給額 ・対象者数 | — | — | — | ・心身障害者福祉年金は、毎年1月に本人又は扶養義務者、同居者の申請に基づき支給 年額 5,000円 年額 5,000円 150人 | ・1月1日現在美里村に住所を有する身体障害者手帳1・2級保持者・知的障害者と判定された者のうち知能指数IQ35以下の者。(既に受給者においては自動更新) 新たな受給資格者・申請(身体障害者手帳交付簿により確認) 年額5,000円支給 年額 5,000円 89人 | ・毎年1月1日から12月31日まで、町内に居住するものであって、身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者(児)で1, 2級の者、あるいは療育手帳の交付を受けた知的障害者(児)で最重度、重度の者に年額5,000円を支給する。 年額 5,000円 128人 |
| 16 重度心身障害者等介護手当給付事業 | ・精神又は身体に重度の障害がある20歳以上の者又は6ヶ月以上寝たきりの65歳以上の者を常時介護を行う者に、重度心身障害者等介護手当を支給する。 | ・精神、身体、知的に重度の障害がある者又は6ヶ月以上寝たきりの65歳以上の者を常時介護を行う者に、重度心身障害者等介護手当を支給する。年額60,000円とし月割計算により、4月・10月・に支給する。所得制限無。 | ・対象者に月額3,000円を6月・9月・12月・3月に支給する。 | ・介護者の申請に基づき、審査し、月額5,000円を年1回支給する。 ・知的障害者(児)と判定された者のうち障害の程度が最重度の者。(在宅において生活している者) | — | ・重度の身体障害者、3ヶ月以上寝たきり又は重度の痴呆性老人を介護する家庭介護手当を月3,000円を支給する。 |
| 17 更生医療給付事業 | ・身体障害者が更生するために医療が必要であると認めるときは、その者の申請により、その更生のために必要な医療の給付を行い、又はこれに代えて更生医療に要する費用を支給する。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |

津地区合併協議会 調整内容表

| | |
|-------|--|
| 調整の内容 | 14. 現行のまま新市に引き継ぐ。 15. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 16. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 17. 津市・久居市の例により調整する。(合併と同時) |
|-------|--|

| 構 成 市 町 村 の 現 況 | | | | 調整の具体的内容 |
|--|--|---------------------|--|--|
| 香良洲町 | 一志町 | 白山町 | 美杉村 | |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |
| - | - | - | ・久居市に同じ 年額 33,000円 13人 | ・新市においては、国制度の補完の観点から、心身障害児を扶養している父母または養育者に対して年金を支給していく方向で調整する。 なお、支給基準、金額等については津市の例を基本として合併までに調整を図っていく。 |
| - | - | - | - | |
| ・自ら起居生活(食事、排便の始末等)ができず家庭において常時介護を必要とする者の介護者に月額10,000円を支給する | ・心身に障害を有し、常時介護を必要とされる者の介護者に、月額3,000円を支給する。 | ・介護者に月額5,000円を支給する。 | ・精神又は身体障害者であって、自ら起居生活が出来ない者。 ・寝たきり老人であって、前号の状態にある者。 ・痴呆性老人で、問題行動があり、常時介護を必要とする老人。を、日常介護する者に年120,000円支給する | ・新市においても、引き続き手当てを支給していく方向で調整する。 なお、対象、金額等については、合併までに調整する。 |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |

津地区合併協議会 調整内容表

| | | | |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 | | 専門部会 | 福祉保健部会 |
| 関係項目 | | 分科会 | 障害福祉分科会 |

| 区分 | 構成市町村の現況 | | | | | |
|-------------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 津市 | 久居市 | 河芸町 | 芸濃町 | 美里村 | 安濃町 |
| 18 障害者等ホームヘルプサービス事業 | ・重度の身体障害のため、又は心身障害のため日常生活を営むのに著しく支障のある障害者のいる家族で、家族が介護できない状況にあるとき、ホームヘルパーを派遣して、身の回りの世話をする。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 19 ガイドヘルパー事業 | ・重度の視覚障害者又は脳性マヒ等全身障害者であって、日常生活上又は社会参加を促進するうえで特に必要と認められる場合において、適当な付き添いが得られない状況にあるとき、ガイドヘルパーを派遣して、外出時における移動の介護をする。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 20 補装具の交付事業 | ・身体障害者から申請があったときは、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他厚生労働大臣が定める補装具を交付し、若しくは修理し、又はこれに代えて補装具の購入若しくは修理に要する費用を支給する。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 21 身体障害者(児)補装具等自己負担援助事業 | ・身体障害者福祉法に基づき、身体障害者から申請があったときは、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他厚生労働大臣が定める補装具を交付し、若しくは修理するにあたり、身体障害者福祉法第38条の規定により負担すべき費用(自己負担額)の額を助成する。 | — | — | — | — | — |

津地区合併協議会 調整内容表

| | |
|-------|--|
| 調整の内容 | 18. 現行のまま新市に引き継ぐ。 19. 現行のまま新市に引き継ぐ。 20. 現行のまま新市に引き継ぐ。 21. 廃止の方向で調整する。 |
|-------|--|

| 構成市町村の現況 | | | | 調整の具体的内容 |
|----------|-----|-----|-----|---|
| 香良洲町 | 一志町 | 白山町 | 美杉村 | |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・サービスの開始基準や支給量決定基準を比較検討し、標準化する。 区分59支援費制度へ移行 |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・通番18の事業と併せてサービスの開始基準や支給量決定基準を比較検討し、標準化する。 ・支援費制度の中でホームヘルプサービス事業の1つとして実施する 追記 区分59支援費制度へ移行 |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |
| - | - | - | - | |

津地区合併協議会 調整内容表

| | | | |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 | | 専門部会 | 福祉保健部会 |
| 関係項目 | | 分科会 | 障害福祉分科会 |

| 区分 | 構成市町村の現況 | | | | | |
|---|--|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 津市 | 久居市 | 河芸町 | 芸濃町 | 美里村 | 安濃町 |
| 22 重度身体障害者・ 児日常生活用具給 付事業(知的障害 者・児日常生活用 具給付事業) | ・日常生活を営むのに支障がある 身体障害(児)者、知的障害 (児)者につき、必要に応じ、日 常生活上の便宜を図るための用 具であって厚生労働大臣が定め るものを給付し、若しくは貸与す る。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 23 難病患者等日常生 活用具給付事業 | ・日常生活を営むのに支障がある 難病患者につき、必要に応 じ、日常生活上の便宜を図るた めの用具であって厚生労働大臣 が定めるものを給付し、若しくは 貸与する。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 24 身体障害者自動車 改造費助成事業 | ・自らが所有し運転する自動車 の手動装置等の一部を改造す ることにより社会参加が見込ま れる者に、自動車の改造に要す る費用の一部を助成する。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 25 身体障害者自動車 操作訓練助成事業 | ・自動車運転免許の取得により 社会参加が見込まれる者に、自 動車運転免許の取得に要する 費用の一部を助成する。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 26 職親委託事業 | ・知的障害者の援護を職親(知 的障害者を自己の下に預かり、 その更生に必要な指導訓練を行 うことを希望するものであって、 市長が適当と認めるもの。)に委 託する。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |

津地区合併協議会 調整内容表

| | |
|-------|---|
| 調整の内容 | 22. 現行のまま新市に引き継ぐ。 23. 現行のまま新市に引き継ぐ。 24. 現行のまま新市に引き継ぐ。 25. 現行のまま新市に引き継ぐ。 26. 現行のまま新市に引き継ぐ。 |
|-------|---|

| 構 成 市 町 村 の 現 況 | | | | 調整の具体的内容 |
|-----------------|-----|-----|-----|----------|
| 香良洲町 | 一志町 | 白山町 | 美杉村 | |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |

津地区合併協議会 調整内容表

| | | | |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 | | 専門部会 | 福祉保健部会 |
| 関係項目 | | 分科会 | 障害福祉分科会 |

| 区 分 | 構 成 市 町 村 の 現 況 | | | | | |
|--------------------|--|-------|-------|-------|-------|---|
| | 津 市 | 久 居 市 | 河 芸 町 | 芸 濃 町 | 美 里 村 | 安 濃 町 |
| 27 身体障害者福祉電話事業 | ・日常生活用具として福祉電話の貸与を受けた身体障害者に対し、毎月の基本料金の助成を行う。 | - | - | - | - | - |
| 28 障害者の日啓発事業 | ・12月9日の「障害者の日」に街頭啓発活動を行う。 | - | - | - | - | - |
| 29 身体障害者一日社会見学 | - | - | - | - | - | - |
| 30 重度身体障害者入浴サービス事業 | ・入浴の困難な在宅の重度身体障害者(18歳以上65歳未満の下肢体幹機能障害で身体障害者手帳の所持者)に特別養護老人ホームの入浴設備を利用し、月2回の入浴を行う。 | - | - | - | - | ・在宅の入浴が困難な身障手帳1級2級保持者に特別養護老人ホームの入浴設備を利用し、週1回の利用を限度に特別入浴を行う。 |
| 31 声の広報発行事業 | ・重度の視覚障害者並びに寝たきり老人に、日常生活に必要な情報(市政だより・市議会だより等)をテープに収録して届ける。 | ・同左 | - | - | - | - |
| 32 手話通訳の派遣事業 | ・聴覚障害者等が社会生活上必要な用件を果たすことができるよう手話通訳者を派遣する。 | ・同左 | - | - | - | - |

津地区合併協議会 調整内容表

| | |
|-------|--|
| 調整の内容 | 27. 廃止の方向で調整する。 28. 津市の例により調整する。(合併と同時) 29. 廃止の方向で検討する。 30. 廃止の方向で検討する。 31. 津市・久居市の例により調整する。(合併と同時) 32. 津市・久居市の例により調整する。(合併と同時) |
|-------|--|

| 構 成 市 町 村 の 現 況 | | | | 調整の具体的内容 |
|-----------------|----------------------------|-----|-----|---|
| 香良洲町 | 一志町 | 白山町 | 美杉村 | |
| - | - | - | - | |
| - | - | - | - | ・目的にあった効果的な事業内容の検討(啓発・研修会・公演等) |
| - | ・年1回参加者を募り、日帰りで様々な施設を見学する。 | - | - | |
| - | - | - | - | 合併までの間に事業者の確保に努め、国の支援費制度へ移行していく方向で調整する。 |
| - | - | - | - | |
| - | - | - | - | |

津地区合併協議会 調整内容表

| | | | |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 | | 専門部会 | 福祉保健部会 |
| 関係項目 | | 分科会 | 障害福祉分科会 |

| 区分 | 構成市町村の現況 | | | | | |
|--|---|-----|---|--|-------------------|-------------------|
| | 津市 | 久居市 | 河芸町 | 芸濃町 | 美里村 | 安濃町 |
| 33 点字シール作成事業 | ・あらかじめ登録している視覚障害者に、市から発送する文書に、発信課名及び電話番号を点字したシールを貼り、津市からの文書であること及び問合せ先が分かるようにする。 | — | — | — | — | — |
| 34 身体障害者短期入所(運営)事業(ショートステイ)(在宅重度身体障害者短期保護事業) | ・身体障害者手帳を所持している18歳以上の在宅重度障害者の介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることができず一時的な保護を必要とする場合に、当該重度身体障害者を一時的に身体障害者更生援護施設に保護する。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 35 重度身体障害者ミニデイサービス事業 | — | — | ・身体障害者療護施設要件に該当する程度の在宅の重度身体障害者に既存の身体障害者福祉施設の機能を利用して、小さな規模の身体障害者デイサービス事業を実施する。 | — | — | — |
| 36 心身障害者小規模作業所運営事業 | | | | ・知的障害者に自活に必要な訓練を行うとともに仕事を供与し生活意欲の向上を図るため、小規模作業所を設置し、その管理運営を委託している。 委託先 社協 | ・同左 委託先 社協 | ・同左 委託先 社協 |

津地区合併協議会 調整内容表

| | |
|-------|--|
| 調整の内容 | 33. 津市の例により調整する。(合併と同時) 34. 現行のまま新市に引き継ぐ。 35. 廃止の方向で調整する。 36. 現行のまま新市に引き継ぐ。 |
|-------|--|

| 構 成 市 町 村 の 現 況 | | | | 調整の具体的内容 |
|-----------------|--------|--------|-----------------|-------------------------------|
| 香良洲町 | 一志町 | 白山町 | 美杉村 | |
| - | - | - | - | ・視覚障害者協会との調整。 |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・区分59支援費制度へ移行 |
| - | - | - | - | ・区分59支援費制度へ移行 |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・委託先については合併までに社会福祉協議会等と調整を図る。 |
| 委託先 社協 | 委託先 社協 | 委託先 社協 | 委託先 美杉村福祉団体杉の実会 | |

津地区合併協議会 調整内容表

| | | | |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 | | 専門部会 | 福祉保健部会 |
| 関係項目 | | 分科会 | 障害福祉分科会 |

| 区分 | 構成市町村の現況 | | | | | |
|---|--|--|---|------------------------------------|--------------|--------------|
| | 津市 | 久居市 | 河芸町 | 芸濃町 | 美里村 | 安濃町 |
| 37 心身障害者小規模作業所補助事業 (県補助) (単独補助) | ・心身障害者小規模作業所の施設整備又は運営を行う者に、三重県心身障害者小規模作業所事業費補助金交付要綱の県補助金の補助基準額の2分の1に相当する額を助成する。 — | ・同左 ・小規模作業所の運営を補助するため、小規模作業所に対し、通所者1人あたり月額5,000円相当額を補助する。 | ・同左 ・小規模作業所に対し、指導員1人分の社会保険料相当額を上限30万円まで補助する。 | ・同左 ・16年度中に小規模通所授産施設開設 — | ・同左 — | ・同左 — |
| 38 障害者福祉事業等補助事業 | ・障害者が参加し、交流する大会、行事等の運営費を助成する。 | ・身体障害者互助会、点訳グループ、聴覚障害者協会、手をつなぐ親の会 | ・町内に存する障害者関係団体に対してその活動を助成し、福祉の向上を図る。 | ・同左 | ・津市に同じ | ・河芸町に同じ |
| 39 社会福祉施設整備借入金利子補給補助事業 | ・施設整備等借入金の利子の支払いに要する経費に、4分の1を乗じて得た額を助成する。 | ・施設整備等借入金の利子の支払いに要する経費に、2分の1を乗じて得た額を助成する。 | — | — | — | ・久居市に同じ |
| 40 障害者住宅改造補助事業 | ・在宅の重度心身障害者(児)と同居する者に対し、住宅を当該重度障害者(児)に適するよう改造整備するための経費を助成する。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |

津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

| | |
|-------|--|
| 調整の内容 | 37. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 38. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 39. 現行のまま新市に引き継ぐ。 40. 現行のまま新市に引き継ぐ。 |
|-------|--|

| 構 成 市 町 村 の 現 況 | | | | 調整の具体的内容 |
|-----------------|-------|-------|-------|--|
| 香 良 洲 町 | 一 志 町 | 白 山 町 | 美 杉 村 | |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・県補助事業については現行のまま新市に引き継ぐ。 ・単独補助事業については、制度を統一して実施する。なお、事業の詳細については、 現行の補助金額が確保されるよう合併までに調整する。 |
| — | — | — | — | |
| ・津市に同じ | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・新市においては、運営補助的な支援は見直し、新市障害者福祉の向上・推進に寄与 する事業等に対して支援を行っていく方向で調整する。 |
| — | — | — | — | |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |

津地区合併協議会 調整内容表

| | | | |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 | | 専門部会 | 福祉保健部会 |
| 関係項目 | | 分科会 | 障害福祉分科会 |

| 区分 | 構成市町村の現況 | | | | | |
|----------------------|--|---|--|-----|-----|-----|
| | 津市 | 久居市 | 河芸町 | 芸濃町 | 美里村 | 安濃町 |
| 41 重度心身障害者タクシー料金助成事業 | <p>・身体障害者手帳1級の所持者、療育手帳A最重度、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成する。(月4枚、年間48枚、助成金額1枚当たり600円。)津タクシー協会と委託契約を締結し、月初めに前月分の使用枚数分を協力する各タクシー会社の請求により、それぞれの会社に支払う。</p> | <p>・身体障害者手帳1級～3級(障害部位にもよる)の所持者、療育手帳A最重度及び重度の所持者がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成する。(月2枚、年間24枚、助成金額1枚当たり500円。)津タクシー協会と委託契約を締結し、月初めに前月分の使用枚数分の請求により、それぞれの会社に支払う。15年度から精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者も対象。</p> | <p>・身障手帳1級・療育手帳A・たえず療育を必要とすると診断された未成年で町長が特別に認めた者に年額一万円を補助する。なお河芸町心身障害者自動車ガソリン費等交通費助成を受けていないものとする。</p> | - | - | - |
| 42 障害者通所促進事業 | <p>・国認可の知的障害者通所授産施設等への通所に要する費用の一部を助成する。</p> | <p>・県認可の心身障害者小規模作業所への通所に要する費用の一部を助成する。</p> | - | - | - | - |
| 43 精神障害者通所促進事業 | <p>・小規模作業所等への通所に要する費用の一部を助成する。</p> | <p>・同左</p> | - | - | - | - |
| 44 身体障害者自動車燃料費助成事業 | <p>・身体障害者手帳1級・2級の所持者で自己所有の自動車を自ら運転するとき。その燃料の一部を助成する。</p> <p>・各月の給油量に対し、ガソリン50円(1ℓ当たり)、軽油25円(1ℓ当たり)を乗じた金額、ただし、1ヶ月当たり50ℓを限度とする。</p> | <p>・身体障害者手帳1～3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの所持者で自己所有の自動車を自ら運転するとき。その燃料の一部を助成する。ただし、久居市重度心身障害者タクシー料金助成事業との重複利用は不可。</p> <p>各月の給油量に対し、ガソリン55円(1ℓ当たり)、軽油33円(1ℓ当たり)を乗じた金額、ただし、1ヶ月当たり50ℓを限度。</p> | <p>身体障害者手帳1級・2級・3級の所持者または療育手帳Aの所有者が、自己所有の自動車を自ら運転もしくは家族・介護運転により自動車税等の減免を受けた車両を使用する場合。</p> <p>・ガソリン税、軽油税分を助成する。</p> | - | - | - |
| 45 人工透析患者通院手当 | - | - | - | - | - | - |

津地区合併協議会 調整内容表

| | |
|-------|---|
| 調整の内容 | 41. 41, 44, 45の3事業を一元化し、新事業を創設する。(合併と同時に) 42. 42, 43の2事業を一元化し、新事業を創設する。(合併と同時に) 43. 42, 43の2事業を一元化し、新事業を創設する。(合併と同時に) 44. 41, 44, 45の3事業を一元化し、新事業を創設する。(合併と同時に) 45. 41, 44, 45の3事業を一元化し、新事業を創設する。(合併と同時に) |
|-------|---|

| 構 | 成 | 市 | 町 | 村 | の | 現 | 況 | 調整の具体的内容 | |
|------|---|---|-----|---|---|-----|---|---|--|
| 香良洲町 | | | 一志町 | | | 白山町 | 美杉村 | | |
| - | | | - | | | - | <ul style="list-style-type: none"> ・本村に住所を有する者 ・下肢障害で1級、2級、及び3級、体幹機能障害1級及び2級、又は、内部障害で1級に該当する者 ・片道30km以上 ・1ヶ月につき8日以上 ・前年の所得が国民年金法施行令第5条の4第2項に規定する所得制限以下の所得支給額 月10,000円を限度とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新市においては、当該事業及び区分44の身体障害者自動車燃料費助成事業、区分45の人工透析患者通院手当とを合わせ、対象者にタクシー料金助成、自動車燃料費助成のいずれかを選択できることとする新たな一つの制度を制定する方向で調整する。 なお、支給要件、金額等については合併までに調整を図っていく。 | |
| - | | | - | | | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・津市の例を基に、通所に係る費用の一部を助成する。 | |
| - | | | - | | | - | - | | |
| - | | | - | | | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・本人運転(身体障害者手帳1～3級)、家族運転(身体障害者手帳1～2級 所得税非課税世帯)。 ・1ヶ月につき50^円までの税額分(ガソリン53.8^円/^{リットル} 軽油32.1^円/^{リットル})を補助対象とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新市においては、当該事業及び区分41の重度心身障害者タクシー料金助成事業、区分45の人工透析患者通院手当とを合わせ、対象者にタクシー料金助成、自動車燃料費助成のいずれかを選択できることとする新たな一つの制度を制定する方向で調整する。 なお、支給要件、金額等については合併までに調整を図っていく。 |
| - | | | - | | | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・透析患者の通院に係る費用の一部を補助 年30,000円を限度 | <ul style="list-style-type: none"> ・新市においては、当該事業及び区分41の重度心身障害者タクシー料金助成事業、区分44の身体障害者自動車燃料費助成事業とを合わせ、対象者にタクシー料金助成、自動車燃料費助成のいずれかを選択できることとする新たな一つの制度を制定する方向で調整する。 なお、支給要件、金額等については合併までに調整を図っていく。 |

津地区合併協議会 調整内容表

| | | | |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 | | 専門部会 | 福祉保健部会 |
| 関係項目 | | 分科会 | 障害福祉分科会 |

| 区分 | 構成市町村の現況 | | | | | |
|-------------------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 津市 | 久居市 | 河芸町 | 芸濃町 | 美里村 | 安濃町 |
| 46 障害者訪問介護扶助事業 | ・障害者施策におけるホームヘルプサービス事業については、所得に応じた費用負担となっていることから、ホームヘルプサービス事業を利用して低所得の障害者であって、介護保険制度の適用を受けることになったもの等について、利用者負担の軽減措置を講じる。生計中心者が所得税非課税である世帯に属する者に、訪問介護利用者負担額減額認定証を発行し、利用者は、減額認定証を訪問介護事業者に提示することで、利用者負担が軽減される。(平成16年度までの間、通常10%の利用者負担を3%とする。) | ・同左 | — | — | — | — |
| 47 精神障害者居宅介護事業(ホームヘルプサービス) | ・精神障害のために日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とする家庭等に、精神障害者が居宅において生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣して、身の回りの世話をする。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 48 精神障害者短期入所事業(ショートステイ) | ・精神障害者の介護等を行う者の疾病その他の理由により、当該精神障害者が居宅において介護等を受けることが困難となった場合に、精神障害者を精神障害者生活訓練施設等に短期間入所させる。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 49 精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)補助事業 | ・地域において共同生活を営むのに支障のない精神障害者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行う。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |

津地区合併協議会 調整内容表

| | |
|-------|---|
| 調整の内容 | 46. 現行のまま新市に引き継ぐ。 47. 現行のまま新市に引き継ぐ。 48. 現行のまま新市に引き継ぐ。 49. 津市・久居市等の例により調整する。(合併と同時) |
|-------|---|

| 構 | 成 | 市 | 町 | 村 | の | 現 | 況 | 調整の具体的内容 |
|------|---|-----|--------|-----|---|-----|-----|--------------------|
| 香良洲町 | | 一志町 | | 白山町 | | 美杉村 | | |
| — | | | ・津市に同じ | — | | | — | ・平成16年度で国県補助見直し予定。 |
| ・同左 | | | ・同左 | ・同左 | | | ・同左 | |
| ・同左 | | | ・同左 | ・同左 | | | ・同左 | |
| ・同左 | | | ・同左 | ・同左 | | | ・同左 | |

津地区合併協議会 調整内容表

| | | | |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 | | 専門部会 | 福祉保健部会 |
| 関係項目 | | 分科会 | 障害福祉分科会 |

| 区分 | 構成市町村の現況 | | | | | |
|--------------------------|--|-------------------------------|---|-----|-----|--------|
| | 津市 | 久居市 | 河芸町 | 芸濃町 | 美里村 | 安濃町 |
| 50 精神障害者小規模作業所運営費補助事業 | ・在宅の精神障害者に対し、集団による作業訓練及び生活指導等を行う精神障害者共同(小規模)作業所に、指導員等の配置基準等により、その運営に要する経費の一部を助成する。 | — | — | — | — | — |
| 51 心身障害者扶養共済制度加入者補助金交付事業 | — | ・心身障害者扶養共済制度加入者に対し加入額の一部を助成する | — | — | — | — |
| 52 知的障害者グループホーム入居事業 | ・地域の中にある知的障害者グループホームでの生活を望む知的障害者に対し、共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行う。 | ・同左 | — | — | — | — |
| 53 知的障害者授産施設相互利用事業 | ・知的障害者が身体障害者授産施設に通所することによって、障害者の身近な地域での自活の訓練や働く場を確保し、自立を促進するとともに、施設の効果的運営を図る。 | ・同左 | — | — | — | ・津市に同じ |
| 54 身体障害者デイサービス事業 | ・重度障害者に対して通所(日帰り)により、入浴・食事・創作活動・リハビリ等の各種サービスを提供する。 | ・同左 | ・在宅の身体障害者に対し、通所による創作的活動、機能訓練、入浴サービス、給食サービス、送迎サービス等の各種サービスを提供し、身体障害者の自立と社会参加を促進する。 | — | — | — |

津地区合併協議会 調整内容表

| | |
|-------|--|
| 調整の内容 | 50. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 51. 廃止の方向で調整する。 52. 津市・久居市の例により調整する。(合併と同時) 53. 津市の例により調整する。(合併と同時) 54. 津市・久居市の例により調整する。(合併と同時) |
|-------|--|

| 構成市町村の現況 | | | | 調整の具体的内容 |
|---|-------------------------------|--|--|--|
| 香良洲町 | 一志町 | 白山町 | 美杉村 | |
| - | - | - | - | ・単独補助事業については、制度を統一して実施する。なお、事業の詳細については、37番と整合を図って、合併までに調整する。 |
| ・掛金の一部を負担されるものに対して本町が負担する掛金の一部は次の基準による。 (1)加入者が生活保護法第6条第1項にいう被保護者であること。100分の50負担 (2)加入者が県民税及び町民税を課せられてない世帯に属するとき。100分の25負担 (3)加入者が県民税及び町民税の所得割を課せられてない世帯に属するとき。100分の15負担 | ・心身障害者扶養共済制度加入者に対し加入額の一部を助成する | - | ・心身障害者扶養共済制度加入者であって県心身障害者扶養共済条例施行規則により減額を受けたものに対し助成 | ・現在の該当者のみ期間終了まで補助する方向で調整する。 |
| - | - | ・津市に同じ | - | ・区分59支援費制度へ移行 |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | - | |
| ・重度障害者に対して通所(日帰り)により、身体障害者療護施設の施設機能を利用した入浴・食事・創作活動・リハビリ等の各種サービスを提供する。 | - | ・身体障害者の自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、通所により創作的活動、機能訓練等の各種のサービスを提供するとともに訪問により居宅において入浴の増進を図る | ①基本事業：ア機能訓練、イ社会適応訓練、ウ更生相談、エ介護方法の指導、オ スポーツレクリエーション、カ健康指導 ②創作的活動事業 ③入浴サービス ④給食サービス ⑤送迎サービス | ・区分59支援費制度へ移行 |

津地区合併協議会 調整内容表

| | | | |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 | | 専門部会 | 福祉保健部会 |
| 関係項目 | | 分科会 | 障害福祉分科会 |

| 区分 | 構成市町村の現況 | | | | | |
|--------------------------------------|---|-----|-----|-----|-----|--|
| | 津市 | 久居市 | 河芸町 | 芸濃町 | 美里村 | 安濃町 |
| 55 福祉機器及び住宅整備資金助成事業 | - | - | - | - | - | <p>・非課税世帯で対象者が介護機器を購入する場合及び居室等を改造しようとする場合にその費用に対し1/2を助成する。 限度額・・・福祉機器50,000円、住宅改造 100,000円</p> <p>但し、障害者が手帳取得障害と異なる部門の福祉機器を購入の際、助成を行う。</p> |
| 56 おむつ給付事業 | - | - | - | - | - | <p>・障害者で身体及び精神上の著しい障害があるため、居室において常に介護が必要でかつ失禁状態にあるため、常に紙おむつ等の使用が必要と認められる者に対し、一ヶ月5,000円を限度に利用者の請求(おむつ代領収書添付)により給付を行う。尿摂りパット、入院中の者も含む。</p> |
| 57 高次脳機能障害者生活支援事業負担金 | 高次脳機能障害者の高次脳機能の回復を図るためのリハビリテーションを医療機関等で適切に行うとともに、その生活障害に対して更に地域で継続して支援できるよう、診断技術やリハビリテーションプログラムの確立、また、生活障害支援を継続するために必要な在宅支援サービス、社会復帰プログラムを確立する。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 58 重度心身障害者等デイサービス、ショートステイ利用者負担軽減助成事業 | - | - | - | - | - | <p>・障害者がデイサービス、ショートステイサービスを利用した場合に、その利用料の一部を助成する。 (町と委託業務契約している施設は除く。)</p> <p>・デイサービス事業・・・週1回 食事代等の実費相当額を除いた額 (助成限度額3,000円/回)</p> <p>・ショートステイ事業・・・2ヶ月に7日 食事代等の実費相当額を除いた額 (助成限度額4,000円/回)</p> |

津地区合併協議会 調整内容表

| | |
|-------|--|
| 調整の内容 | 55. 廃止の方向で調整する。 56. 廃止の方向で調整する。 57. 現行のまま新市に引き継ぐ。 58. 廃止の方向で調整する。 |
|-------|--|

| 構 成 市 町 村 の 現 況 | | | | 調整の具体的内容 |
|-----------------|-----|-----|-----|------------|
| 香良洲町 | 一志町 | 白山町 | 美杉村 | |
| - | - | - | - | |
| - | - | - | - | ・補装具において対応 |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |
| - | - | - | - | |

津地区合併協議会 調整内容表

| | | | |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 | | 専門部会 | 福祉保健部会 |
| 関係項目 | | 分科会 | 障害福祉分科会 |

| 区分 | 構成市町村の現況 | | | | | |
|--------------------|---|--|------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| | 津市 | 久居市 | 河芸町 | 芸濃町 | 美里村 | 安濃町 |
| 59 支援費制度 | <p>・障害者自らがサービスを選択し、支給決定を受け事業者と契約してサービスを利用し、負担能力に応じ利用料を支払う。</p> <p>●対象事業</p> <p>○身体障害者</p> <p>・居宅介護(ホームヘルプサービス)</p> <p>・デイサービス</p> <p>・短期入所(ショートステイ)</p> <p>・施設利用(通所・入所)</p> <p>○知的障害者</p> <p>・居宅介護(ホームヘルプサービス)</p> <p>・デイサービス</p> <p>・短期入所(ショートステイ)</p> <p>・地域生活援助(グループホーム)</p> <p>・施設利用(通所・入所)</p> <p>○障害児(18歳未満)</p> <p>・居宅介護(ホームヘルプサービス)</p> <p>・短期入所(ショートステイ)</p> <p>・デイサービス</p> <p>No. 6(身体障害者施設措置事業)、8(知的障害者施設措置事業)、18(障害者等ホームヘルプサービス事業)、19(ガイドヘルパー事業)、34(身体障害者短期入所事業)、35(重度身体障害者ミニデイサービス事業)、52(知的障害者グループホーム入居事業)、54(身体障害者デイサービス事業)、については、基本的(緊急等以外)に支援費制度に移行。現時点で市町村間に差異はない。</p> | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 60 障害者生活支援事業 | <p>・障害者の総合相談窓口を設置し、福祉サービス等のための相談、利用援助及び住居、活動の場の確保についての支援等を総合的に行う。 (津市・安芸郡の5市町村が社会福祉法人に委託) 事業委託料7,500,000円(内国県補助4,500,000円) 津市負担分2,210,000円</p> | <p>・障害者の総合相談窓口を設置し、福祉サービス等のための相談、利用援助及び住居、活動の場の確保についての支援等を総合的に行う。 (久居市・志那郡の7市町村が社会福祉法人に委託) 事業委託料5,625,000円(内国県補助3,375,000円) 久居市負担分1,125,000円</p> | <p>・津市に同じ (津市に負担金288,000円)</p> | <p>・同左 (津市に負担金177,000円)</p> | <p>・同左 (津市に負担金116,000円)</p> | <p>・同左 (津市に負担金209,000円)</p> |
| 61 身体障害者訪問入浴サービス事業 | — | <p>・在宅の身体障害者に訪問入浴サービスを提供する。 (平成16年度から実施：予算額1,300,000円@12,500円) 対象者：この事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体障害者。 要件：他のサービスでの利用ができない 利用者負担：利用者及び扶養義務者の税額(市民税・所得税)により0円から単価の1/2限度。</p> | — | — | — | — |

津地区合併協議会 調整内容表

| | |
|-------|--|
| 調整の内容 | 59. 現行のまま新市に引き継ぐ。 60. 新たに制度を制定する(合併と同時) 61. 久居市・一志町の例により調整する。(合併と同時) |
|-------|--|

| 構 成 市 町 村 の 現 況 | | | | 調整の具体的内容 |
|-----------------------------|------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------------------|
| 香良洲町 | 一志町 | 白山町 | 美杉村 | |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |
| ・久居市に同じ (久居市に負担金86,000円) | ・同左 (久居市に負担金236,000円) | ・同左 (久居市に負担金217,000円) | ・同左 (久居市に負担金116,000円) | ・今後の制度改正を踏まえ、支所の執行体制、機能との整合をはかり調整する。 |
| — | ・平成16年度から実施予定 (内容は久居市に同じ) | — | — | |